# 都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令 （令和二年国土交通省令第九十二号）

#### 第一条（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

#### 第二条（都市計画法施行規則の一部改正）

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

# 附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

##### ２

当分の間、第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則第二十七条の六第二号の規定の適用については、「第二条第二号」とあるのは「第二条第二号若しくは第四号」とする。

##### ３

この省令の施行の日前に都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項の規定による許可若しくは同条第三項の規定による届出がされた場合又は同法第三十四条の二第一項の協議が成立した場合における開発登録簿の記載事項については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。